平成15年4月1日告示第88号

改正

平成17年4月1日告示第33号 平成17年10月1日告示第84号 平成20年4月1日告示第45号 平成25年5月1日告示第62号の2 平成26年7月1日告示第74号の2 平成26年12月1日告示第98号の2 平成27年12月28日告示第144号 平成28年4月1日告示第58号の4 平成30年4月1日告示第49号の11 平成30年10月1日告示第79号 令和元年10月30日告示第54号

東かがわ市社会福祉法人等による利用者負担軽減要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者で生計が困難である者及び生活保護受給者に対して介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等(以下「社会福祉法人等」という。)が、自己の負担により利用者負担の軽減(以下「軽減」という。)を行う場合の取扱い及びその軽減した額が利用者負担額の一定割合を超えた場合における社会福祉法人等に対する助成に関し、東かがわ市社会福祉法人の助成に関する条例(平成15年東かがわ市条例第77号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(軽減実施の申出)

第2条 利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、「社会福祉法人等による利用者負担 軽減申出書」(様式第1号)により市長に申し出なければならない。

(軽減実施の範囲)

第3条 利用者負担の軽減の対象となるサービスは、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」 という。)に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看 護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介 護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設 サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機 能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業 のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)とす る。

2 利用者負担の軽減の対象となる費用は、前項のサービスに係る利用者負担額並びに食費、居住費 (滞在費)及び宿泊費 (短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費 (滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。)に係る利用者負担額とする。

(軽減対象者の範囲)

- 第4条 利用者負担の軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税者であって、次の各号のいずれにも 該当する者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な 者及び生活保護受給者として市長が認めた者とする。
 - (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
 - (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
 - (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
 - (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - (5) 介護保険料を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、旧措置入所者で、利用者負担割合が5パーセント以下の者について は、軽減制度の対象としないものとする。ただし、ユニット型個室の居住費にかかる利用者負担 額については軽減の対象とする。
- 3 生活保護受給者は、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び介護予防短期入所生活介護における個室の居住費又は滞在費にかかる利用者 負担額についてのみを軽減の対象とする。

(軽減の申請)

第5条 軽減を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書(様式第2号) に収入・資産及び扶養状況申告書(様式第3号)を添えて、市長に提出しなければならない。こ の場合において、老齢福祉年金受給者については受給を証する書類を、生活保護の境界層該当者 は該当証明を提出するものとする。

(軽減の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認又は不承認の決定をするものとする。

(軽減の程度)

- 第7条 軽減の程度は、利用者負担額の4分の1とする。ただし、老齢福祉年金受給者は、2分の 1とし、生活保護受給者は、利用者負担の全額とする。
- 2 令和2年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時 点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利 用者負担がなかった者のうち、引き続き第4条第1項に該当する者については、前項の規定にか かわらず軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1(老齢福祉年金受給者 は2分の1)とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。 (決定の通知)
- 第8条 市長は、第6条の規定により減免の承認又は不承認の決定をしたときは、社会福祉法人等 利用者負担軽減対象決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により減免の承認したときは、申請者に対し社会福祉法人等利用者負担軽 減確認証(様式第5号。以下「確認証」という。)を交付するものとする。

(確認証の有効期限)

第9条 確認証の有効期限は、確認証を発行した月の属する年度の翌年度の7月末日までとする。 ただし、確認証の発効日の属する月が4月、5月、6月又は7月の場合にあっては、当該月の属 する年度の7月末日までとする。

(確認証の更新)

- 第10条 軽減対象者は、有効期限の満了後においても確認証の交付が必要な場合、確認証の更新を 行うことができる。
- 2 前項の申請は、第5条の申請について準用する。

(軽減の実施)

- **第11条** 確認証の交付を受けた者は、第3条に規定するサービスを受けようとするときは、あらかじめ当該サービスを提供する社会福祉法人等に対し、確認証を提示するものとする。
- 2 社会福祉法人等は、前項の規定により確認証を提示した者については、確認証の内容に基づき、

利用者負担の軽減を行うものとする。

(社会福祉法人等への助成)

- 第12条 市長は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額(東かがわ市を保険者とする利用者に係るものに限る。)のうち、当該社会福祉法人等が本来受領すべき利用者負担収入総額(第3条に規定するサービスに関するものに限る。)の概ね1パーセントを超えた部分に相当する額について、当該社会福祉法人等の収支状況等を考慮して、その2分の1を基本としてそれ以下の範囲内の額を助成することができる。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10パーセントを超える部分について、全額を助成措置の対象とするものとする。
- 2 前項の助成額は、事業所(施設)を単位として算定を行うものとする。 (交付申請)
- 第13条 助成金の交付を受けようとする社会福祉法人は、市長に対し、当該年度の3月末日までに 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度助成金交付申請書(様式第6号)に関係書類を添え て提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

- **第14条** 市長は、第13条の交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して助成金の交付の可否を決定することとする。
- 2 市長は、助成金の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を、当該法人に通知するものと する。

(助成金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による助成金の交付額の決定後、助成金交付請求書(様式第7号)による当該法人の請求に基づき、助成金を交付する。

(助成金の交付の決定の取消し)

- 第16条 市長は、助成対象の法人が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の 全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
 - (3) この要綱に違反したとき。

(助成金の返還)

第17条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、 既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命ずることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の引田町社会福祉法人等による生計困難者に対する 利用者負担減免要綱、白鳥町社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担減免要綱又は 大内町社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担減免要綱の規定によりなされた処分、 手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年4月1日告示第33号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月1日告示第84号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第45号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(税制改正による特例措置)

2 平成17年度中市民税世帯非課税者であった者のうち、税制改正の影響により、利用者負担段階が第3段階から第4段階に上昇する者については、平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間に限り、この告示による軽減の対象とする。この場合において、第4条中「軽減の対象者は、市町村民税非課税者であって」とあるのは「軽減の対象者は」と、同条第1号中「150万円」とあるのは「190万円」と、第6条第2項中「4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)」とあるのは「8分の1」と読み替えるものとする。

附 則 (平成25年5月1日告示第62号の2)

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月1日告示第74号の2)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 発行日の属する月が平成26年7月の確認証の有効期限は、この告示による改正後の第9条の規 定にかかわらず、確認証を発行した月の属する年度の翌年度の7月末日までとする。

附 則 (平成26年12月1日告示第98号の2)

(施行期日)

この告示は、平成26年12月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日告示第144号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」 という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用 することができる。

附 則 (平成28年4月1日告示第58号の4)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日告示第49号の11)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月1日告示第79号)

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和元年10月30日告示第54号)

この告示は、令和元年10月30日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則(令和2年10月7日告示第95号)

この告示は、令和2年10月7日から施行し、同年10月1日から適用する。

社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置)

年 月 日

東かがわ市長 殿

所在地 申請者 名 称

職・氏名

印

社会福祉法人による利用者負担の軽減を下記のとおり実施するので申し出ます。

	フ名	IJ	ガ	ナ称						
申			事務生	所の地	(郵	便番号	S 5-7.)		
請	連	ń	格	先	電話	番号		F	AX番号	
者	代表	者の	職・	氏名	職	名		フ氏		
*	代表	長者	0	住所	(郵	便番号)		
軽減実施予定事務所の状況	事系	务所	0	名称		所	在	地		実施事業の種類

			(社会福祉法人等)	こよる利用者負	担の軽減	昔置)				
フ!	リガナ			確認番	号					
被保障	倹者氏名			被保険番	者号					
個 人	番号					1-1-1-1-1				
生年	月日	明・大・昭		性	列		男	· 女		
住	所	(〒 —)		電話	番号()	_	
	者負担額 申請理由									
		氏	名	生年	手 月	Ħ	性別	生計り		につる
世	世帯主				年 月	日生				
帯					年 月	日生				
構	世帯員				年 月	日生				
成					年 月	日生				
上記	生計中。 年 住 所 者	心者及び世帯員 月 日	よる利用者負担額の の所得状況について	調査すること	に同意し	ます。				
	氏 名			印	電話番号	} ()	8.0		
市記入		年月日		備			考			
		三月 日	(所得分布の状況							
	適用	年月日								
	年	月 日から								
	有 効	期限								
	年	月 日まで								

様式第3号(第5条関係)

収入・資産及び扶養状況申告書

年 月 日

東かがわ市長 殿

被保険者氏名

下記のとおり申告します。

1. 被保険者と同一世帯に属する者の収入及び資産の状況

		氏名	市民税	別世帯の親族から 扶養(生活資金の 援助	年間収入	貯金及び有価証券 額面金額
	被保険者		課税・非課税	ある・なし	円	円
世				ある・なし	円	円
帯				ある・なし	円	円
構成	世帯員			ある・なし	円	円
				ある・なし	円	円
				ある・なし	円	円
	合計				円	円

- 注1 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること 「年間収入」は、非課税収入(遺族年金・老齢福祉年金)や仕送りなども含む
- 注2 預貯金や有価証券等の額が単身世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100 万円を加算した額以下であること
- ※ 収入や資産を確認できる書類を添付すること
 - 例) 給与及び年金の源泉徴収票、所得証明書、確定申告書の写し、預金通帳の写し等

2. 被保険者と上記世帯所有の不動産の状況

	不動産		延面積	所有者氏名	不動産の所在地
土	居住している 宅地	有無	m²		
地	居住用以外の 土地(貸地)	有無	m²		
建	居住用の家屋	有無	m²		
物	居住用以外の 家屋 (貸家)	有無	m²		

書類作成者の連絡先

住 所				
氏 名	+00	70		
電 話	()	_	

様式第4号(第8条関係)

															-
		社会福祉	业法人	等利用者:	負担軽減	数対象	決定	通知	書						
		(社会福	祉法力	(等による	利用者	負担の)軽減	措置	<u>(</u>)						
												第			号
												年	J	7	F
₹	_														
住 所															
氏 名		様													
								東	かがわ	市長					(
	月 日付				社会福	祉法	人等利	川用者	對負担	軽減	対象	確認	8申#	青につ	Ų
、下記のとおり	決定しました	ので通	知しま	す。											
					記										
2															_
被保険者氏名				被保険者	香号										l
								1	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		1000	1	1		1
		15396		ĺ											
決定年月日	年	月	Ħ												
					-										
			決	定	事		項								
海田	E月日	年	2000	定日	10.1	-	項								_
1 適用年		年	į.	I FI	10.1	-	項								
1 適用年			J.	I FI	10.1	-	項								
1 適用 ⁴ 有効其	期限		J.	I FI	10.1	-	項								
1 適用年 有効共産 配 部	期限		J.	I FI	10.1	-	項								_
1 適用 ⁴ 有効共 確 窓 2 理 由	期限		J.	I FI	10.1	-	項								
1 適用年 有効共 確 認 2 理 由	期限		J.	I FI	10.1	-	項								
1 承認する 理由	期限		J.	I FI	10.1	-	項								
1 適用年 有効共 確 認 2 理 由	期限		J.	I F	(承認	内容)									
1 承認する 理由	期限		J.	I F	(承認	内容)									
1 承認する 理由	期限		J.	I F	(承認	内容)									
1 承認する 理由	期限		J.	I F	(承認	内容)									

様式第5号(第8条関係)

社会福祉法人等による利用者負担軽減対象確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置)

(表面) (裏面)

(法人等利用 、等による*				
5	3	を付年。	月日	年	月	В	
確	22 番	号					-1
受	住	所					
\$ \$	フリ:	ガナ	18				2.0
者	Æ	名					10000
	生年	月日	明·大·昭	年	月 E	3 男	女
被	米険者	##号				000	
油.	用年月	目	i.	年	月	⊟t	16
有	効期	限		年	月	Bā	₹₹
滅	額割	合					
	行機関 及び印		香川県東が 東かか) ⁾ がわ市) 	ī湊 184	7番地	1

在 大 の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提出して、東ががわ市にその旨を属け出てください。 この確認証の有効期に至ったとき、軽減性量の要件に放当しなくなったとき、を減減を対して、生活早期を登り、大勝田の届出をする際に、この確認証の有効期に至ったときは、必ず事前に、この確認証の有効期に至ったときは、必ず事前に、この確認証の有効期に至ったとき、軽減確型をした。 この確認証は、整理の対象となる費用は、前記のサービス、介護予防短期人所生活介護、介護不健康を受け、表面に記載される減額割合か、現代多限を入所者外護、介護不同に取っ、一になっ利用者負担額となり、表面に記載される減額割合が、現代多利用者負担のを受け、上部保護を設定となり、表面に記載される減額割合が、現代を限済の対象となる費用は、前記のサービス、介護予防短期、不要になったとき、軽減確認証の有効期に至ったとき、軽減性を対して、この確認証は、発達人所名の表面で、一になっ利用者負担額となり、表面に記載される減額割合が、果防浴がおったとき、軽減を変になったとき、軽減を要が支給されている場合に限っただらい。まただし、生活保護を設定する事間に対して、介護予防を判したるが、要になったとき、軽減性量の要件に放当しなくなったとき、軽減性量の要件に放当しなくなったとき、軽減性量の要件に放当しなくなったとき、軽減を表示で、実力がわかったとき、軽減を対しました。のでは、本では、大きに放当します。 「この確認証を事業者に提出して、東がに、この確認証を事業者に提出して、東がに放当しなくなったとき、で、東がに放当しなくなったとき、で、東ががは、大きに放当した。大きに放当では、大きに放当した。大きに放当では、大きに放当では、大きに放当では、大きに放当では、大きに放出を事業者に提出して、東がは、大きに放出を表表が、大きに放出を事業者に提出して、東がは、大きに放出を事業者に提出して、東がは、大きに放射に対して、大きに放射を表表が、大きに対し、対し、大きに対し、大きに対しが対し、大きに対しが対し、大きに対しが対し、大きに対し対しが対しが対し、大きに対し対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対し	大_五
本の介護すりによる後行るときは、刑事により詐欺率として懲役の処分を発展的の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この経過所分譲、外襲予防通所分譲、被判の方法を支付するときは、必ず事前に、この経過がに第一号的問事業のうち分譲予決を担めるサービスは、動間分譲、複響を持ちない。また、転出の居職を入所者介護、行政が開発を検索機能を関係を持た。この経を表でいませば、一個大学を表である。このは、都道所となったときは、過期の対象となる特別、被談を表別を登録を持た。一個大学を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	・ て‴て軽 がする者護人が ̄の所介人語応随 て 煮 水 こく滅液減 ご介に揺に利こも掌護所介型時分くを
「一個人の主義を表現して、一個人の主義を表現して、一個人の主義を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	正文のた確保額た、謙塚社会用のの業が生態通対象をの事 にが記さ設勝せた。サる結番者論にのび孫「蔣広とさ介
正で使用した暫は、刑決により詐欺率として懲役の処分を発掘を使用した暫は、制設により詐欺強を関する事業をである。 一世スと受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業をである。 を使用した暫は、刑決により詐欺率として懲役の処分を発証を使用した暫は、刑決により訴訟が決定を受けるときは、過期分割、他対答者型通所分割、他対答者の対したときない。 一時の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この協定を使用した暫は、動間分割、通所分割、他対答者を加入等を持ている。 一時の記載事項に変更があったときな、一個大学的、別談を開発を取り、表面に記載される。 一時の記載事項に変更があった事業をの表情などの、一般である。 一時の記載事項に変更があった事業をの表情などの、表面に記載される。 一時の記載事項に変更があった事業をの表情などの、表面に記載される。 一時の記載事項に変更があった事業をが対した。 一時の記載事項に変更があった事業をの表情を表情を表現。 一時の記載事項に変更があった事業をの表情を表示をときない。 一時の記載事項に変更があった事業をの表情を表示をときない。 一時の記載事項に変更があった事業をの表情を表示をときない。 一時の記載事項に変更があった事業をの表情を表示をときない。 一時の記載事項に変更があったときない、一時の記述を事業を必要があったときない。 一時の記載事項に変更があった事業をの表情を表示をときない。 一時の記載事項に変更があった事業をの表情を表示をときない。 一時の記載事項に変更があった事業をの表情を表示をときない。 一時の記載事項に変更があった事業をの表情を表示をときない。 一時の記載事項に変更があった事業をの表情を表示を表示をときない。 一時の記載事項に変更がある。 一時の記述を表情を表示を表情にある。 一時の記述を表情にある。 一時の記述を表示を表示を表情にある。 一時の記述を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	こがのい記者れして)会談、会認限うに介護介型ない譲収 のわま、ののま、こと等人民的記るも登録機構ある。サ
大田の居田をする際には、この確認証を事業を行為、産田の居田をする際には、この証を除えてください。「機構要であったときは、必ず事所に、この確認を事業を行為、大田田の居田をする際には、この証を除えてください。「機能要項に変更があったときは、過齢など、この証を除えてください。「機能要項に変更があったときは、過齢など、この証を除えてください。「機能要項に変更があったときは、過齢など、の証を除えてください。「機能要項に変更があったときは、過齢など、この証を除えてください。「機能要項に変更があったときは、過齢など、この証を除えてください。」「は、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	起市蘭ま有費す生型ス及所任のほご介半。小・問サー) をにのた効格・海型費び需要修「『無難身介限小介) ビ
後付るときは、必ず事前に、この確認証を事業等に を関する際には、公す事前に、この確認証を事業等に を関する際には、公司事業を のは、動間介護、通所介護、地域を着型通所介護、 を関連を関する際には、この証を を関連を関する際には、この証を を のなり、表面に記載される。 を のなり、表面に記載される。 を のなり、表面に記載される。 を のなり、表面に記載される。 を のなり、表面に記載される。 を を のなり、表面に記載される。 を を のなり、表面に記載される。 を のなり、表面に記載される。 を のなり、表面に記載される。 を のが のは、 のは、 のは、 のが のが のが のが のは、 のは のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが	使き記 類が 保管文房生 液都 子子紡線機関線ビ ス 用の破影限な 翼点は保護港の道 防陽子多境番ス を
書は、刑渉により詐欺率として懲役の処分を発展性出てください。 展出をする際には、公司事件に放当しなくなったとをは、必可事件が発展を開始する事業「自己責担資金が決議、地域審養型通所介護、企業を受けたのうち介護・所有分割、企業を受けた。 一次のうち介護・所対・1世ス大は行業・大所有分割・大師を加速、介護・経過・大師、対域・大師、大師、大師、大師、大師、大師、大師、大師、大師、大師、大師、大師、大師、大	じ旨事出にく 受提特券介在対府 通事防機多線は 受 たですの案な 約5000 異番巻風 斯警察領標 、 け
をは、必ず事前に、この確認証を事業等にをは、必ず事前に、この確認証を事業を持た型調介が無い、通所介護、自己情控制を対応を関介を理論、所述を対して、介護、自己情控制を分割、動脈が動物が無い、一個当する事業(自己情控制を分割、動脈が動物が無い、一個当する事業(自己情控制を分割、動脈が動物が無い、一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個	書属に届うっ 署○大澤 ^{***} ○*とに 外の顕塑擬複數 る はけ衆田たた 及が蔚森介及な审 翼う撮展型間間 と
、	、出更をとと び、普番譲びるし にち対宅房対介 き 刑でがすきき 支上介・探岸番出 紹介広介を広襲 は
す事前に、この確認証を事業等に別分割、短期入所生活介護、短期入所生活介護、短期入所生活介護、短期入所生活介護、短期入所生活介護、短期入所生活介護、短期入所生活介護、短期、所以、介護、近期、所以、介護、方式、行政、行政、行政、行政、行政、行政、行政、行政、行政、行政、行政、行政、行政、	後くあるは、 複数線に批消用の 当線型線外型。 、 にたっ勝 168
新工工の経過を (大力) は (大力) が (大力) は (大力) は (大力) は (大力) は (大力) は (大力) は (大力) は (大力) が (大力) は (大力) は (大力) は (大力) は (大力) は (大力) は (大力) は (大力) が (大力) は (大力) は (大力	よさたに選択 行い防い部() っ る防部介 間所 す りいとは滞構 後襲サモザ履前た 事務介護風介介 事
第として意役の処分を変 の証を除えてくたさい。 、十四目以内に、この確認証を実施を が無数が、護者として、 を が一般である。 が一般である。 が一般である。 が一般である。 が一般である。 が一般である。 が一般である。 が一般である。 のなるは、 を が一般である。 のなるは、 を が一般である。 のなるは、 を が一般である。 が一般である。 で のに、 で のに、 で のに、 で のに、 で のに、 で のに、 で のに、 で のに、 で のに、 で のに、 で のに、 で のに、 で のに、 で のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、	詐"き"な嗇 浴警)は)期記書 業間護福城護護 前 散 はこくの 考らじ "じ人の業 三介及私客" 、 に
して、 では、 を除えてくたさい。 を除えてくたさい。 を除えてくたさい。 を除えてくたさい。 を除えてくたさい。 を除えてくたさい。 を放きしなくなった。 を放きしなくなった。 を放きしなくなった。 の処分を変かがわった。 の処分を変が変数を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	窶 ''の'要 のちろ介ろ所せぎ 自襲び縮着地短 '' と 十起に伴 爆ぶ登襲文集)の 己に介談型城期 こ
意 以内で 大変	し 四をのに 音楽が楽は落じみ 養相譲り介著人 の て 日禄証款 は劉支険介介3宵 租当予〕謙着所 箱
の にくかな 要されに防阻るす が事限、福所介 を	徳 以えを当 居竪給制機機に効 削す防じ希型生 認 役 内て東し 住君さ成チ 様で 合る小ス人通経 証
分 こさわな 海水の付期客用 険及多種複製 発 き のい市っ 在額 名人着者 給け機等政 定 者 を なったた 整額 各種の	の にくかな 暑にれに防迫るす が書規 福所介 を 処 こだがく 二合てお短域利 - 保業機介祉介護 事
一多 は にた 奥特保施部制金 (計製物は大約期 に	分 こさわな 滞ぶいけ期寄用 険及多様指護 業 き のい市? 在練るる人着者 給び機手談 定 者
け を 複と これ合定生介種 と一型短所知道 優	後 証 にた 奏撃爆特所型負 (付業後防入認期)に けっき 数と)か合定生介包 と一型短所知道 標
ま 蕨 しき のぎに入済機額 同号居期者虚回 出 ス 、 みず限所介名並 様通宅 生好・ し	ま 隣 しき のぎに入番製額 同号居期客虚回 出 え 、 み 限所介名並 様通宅 生対・ し

○ 証の大きさ

縦 128ミリ 横 91ミリ

式第6号	(第13条関係)			fr:	н	п
				4-	Я	B
東かが	わ市長	殿				
			所在地			
			名 称			
			代表者職・氏	名		印
			用者負担額軽減	制度		
漂記のこ	とについて、	次により助成金を交	付されるよう関	関係書類を添	えて申	請します
		記				
交付申	請額	金	円			
添付書	類					
(1) 社	会福祉法人等	による生計困難者及	び生活保護受給	合者に対する	介護保	険サービ
スに係	る利用者負担	額軽減総括表				
(2) サ	ービス種類別	・月別軽減対象者-	·覧表			
	東かが 交 添 付 さ で で で で で で で で で で で で で で で で で で	助成 漂記のことについて、 交付申請額 添付書類 (1) 社会福祉法人等 スに係る利用者負担	東かがわ市長 殿 社会福祉法人等による利助成金交付申請書 漂記のことについて、次により助成金を交 記 交付申請額 金 添付書類 (1) 社会福祉法人等による生計困難者及スに係る利用者負担額軽減総括表	東かがわ市長 殿 所在地 名 称 代表者職・日 社会福祉法人等による利用者負担額軽減 助成金交付申請書 漂記のことについて、次により助成金を交付されるよう限 記 交付申請額 金 円 添付書類 (1) 社会福祉法人等による生計困難者及び生活保護受給	東かがわ市長 殿 所在地名 称 代表者職・氏名 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度 助成金交付申請書 票記のことについて、次により助成金を交付されるよう関係書類を添記 記 交付申請額 金 円 添付書類 (1) 社会福祉法人等による生計困難者及び生活保護受給者に対する スに係る利用者負担額軽減総括表	東かがわ市長 殿 所在地名 称 代表者職・氏名

助成金交付請求書

TE HM

ただし、

年度 社会福祉法人等による利用者負担軽減措置助成金として上記の金

額を請求します。

東かがわ市長 殿

年 月 日

住 所 〒

債権者

(フリガナ)

氏 名

印